

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2024年9月17日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 契約担当役 所長

調達管理番号	24c00454000000
調達件名	2024-2025年度国別研修「南アフリカ 市場志向型農業振興」にかかる研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2024年10月24日～2025年2月7日（予定） （特段の問題がない限り、2025年度は単年度ごとに契約する。）
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による。）
特定者	関内イノベーションイニシアティブ株式会社
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること。
参加意思確認書提出期限	2024年10月1日 12:00
契約担当部署	横浜センター 研修業務課 電話番号：045-663-3221 メールアドレス：yicctt1@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1)当該契約を締結する能力を有しない者 (2)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4)独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表に	本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、

について	<p>団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
------	--

以 上

2024-2025 年度国別研修「南アフリカ共和国 市場志向型農業振興」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、南アフリカ共和国から研修員として日本に招いた農業分野の開発の中核を担う人材に対し、市場志向型農業普及の政策立案・実施の能力向上を通じて、小規模農家の営農能力強化と商業的農業を促進するべく、農業・営農普及における課題の特定・分析、農業普及員の役割や SHEP アプローチに関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、関内イノベーションイニシアティブ株式会社（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、横浜市において「食と農のプロデューサー養成講座」や農業への新規参入のための人材育成事業を通じて、横浜市の行政機関、農業分野の NPO 法人との間で広いネットワークを構築している機関です。横浜市及びその近郊都市における都市型農業の実施体制を学ぶことに主眼を置く本研修の実施にあたり、知識や経験を十分に有し、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024-2025 年度国別研修「南アフリカ共和国 市場志向型農業振興」にかかる研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024 年度）：2024 年 11 月 24 日～2024 年 12 月 7 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2024 年度）：2024 年 10 月 24 日～2025 年 2 月 7 日（予定）
※2025 年度の実施時期は未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和 4・5・6 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第

225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

 - ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等

関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

案件受託上の条件として、2024 年度案件を第 1 回目として受託し、2025 年度まで計 2 回、本案件を受託可能であること。なお、2024 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025 年度案件まで継続契約を行う予定です。（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く。）また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期限	2024年10月1日(火) 正午
	提出場所	JICA 横浜 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)
	提出方法	メール又は郵送
(2) 審査結果 の通知	通知日	2024年10月2日(水)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 横浜 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024年10月7日(月)
	回答予定日	2024年10月9日(水)
	回答方法	メール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2024年度国別研修「南アフリカ共和国 市場志向型農業振興」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024年度に係るものである。2025年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2024年度国別研修「南アフリカ共和国 市場志向型農業振興」

(2) 技術研修期間（予定）

2024年11月25日～2024年12月6日

(3) 研修員（予定）

1) 定員 20名

2) 研修対象国 南アフリカ共和国

3) 研修対象組織・対象者

営農指導/普及を所掌する中央官公省庁、州政府

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

南アフリカ共和国（以下、南アフリカ）はその国家開発計画（NDP）2030において、農業の商業化や生産性の向上を通じた小規模農家支援強化を優先課題と位置付けている。同国では失業率が高い水準で推移していることから、特に経済成長と雇用創出の手段として商業的農業を拡大することの重要性を強調している。推計によると商業的農業の強化により約25万人分の直接雇用と13万人分の間接雇用が創出されると考えられているが、現状として農業セクターの労働者の多くは貧困層に属する小規模農家であり、市場情報、生産ノウハウ、経営手法に関する知識・経験の不足、市場へのアクセスなどの面で課題を抱えている。また、これらの農家を支援する農業・土地改革・農村開発省（以下、DALRRD）及び州農業省の職員に対しては、実効性のある開発プログラムの策定と実施促進のための能力強化が求められている。

JICAは2016年から2019年まで「小規模園芸農民組織強化アドバイザー」を同国に派遣し、市場志向型農業振興（SHEP）アプローチに基づく農業普及活動の展開を支援した。同アドバイザーは南アフリカ3州（リンポポ州、ムプ

マランガ州、クワズルナタル州)において SHEP パイロット活動を実施し、同国の農業生態に基づいた市場志向型農業普及の基礎が形成された。2019 年からは後継事業(案件名は同一)として「小規模園芸農民組織強化アドバイザー」を派遣し、全国 9 州の行政官に対して指導者養成研修(TOT 研修)を提供するとともに、各州の SHEP 事業のモニタリング・技術指導を実施した。また、JICA は 2021 年から南アフリカ政府と共催で、主に英語圏アフリカ諸国を対象とした SHEP 国際ワークショップを開催してきた。以上の取組みの成果を踏まえ、同国農業大臣は農家を含む農業セクター関係者向けの SHEP アプローチ紹介セミナーを開催し、南アフリカ全土での SHEP アプローチの展開に向けた強いコミットメントが示された。

かかる状況のもと、同国の市場志向型農業の推進に向けて南アフリカ政府から農業普及人材の育成に対する要請があり、我が国は 2021 年度から 3 年にわたって行政官向けの研修を実施した(国別研修「小規模園芸農民組織強化」)。同研修では計 58 名の人材が育成され、上記アドバイザーの活動と合わせて SHEP アプローチが同国の農業普及の一つのアプローチとして認識されるまでに至った。こうした成果を踏まえて、小規模農家の生計向上に寄与する農業普及サービスの更なる拡大と南アフリカ国内における農業普及人材の育成と質の確保に向けて、同国政府から上記研修の後継事業として本研修が要請された。

本研修は、同国の農業行政職員の市場志向型農業普及の政策立案・実施の能力向上を通じて、小規模農家の営農能力強化と商業的農業の促進を図り、もって小規模農家の所得向上に寄与するものである。

(6) 案件目標

研修で策定されたアクションプランが実施されるとともに、修了後の研修員をリソースパーソンとする SHEP アプローチ TOT 研修が実施される。

(7) 単元目標(アウトプット)

成果 1: 南アフリカにおける栽培や流通・販売システム、農業普及における課題が特定され、分析される。

成果 2: 研修を通じて農業普及員の役割と SHEP アプローチの基本コンセプトが理解され、市場の流通・販売に向けた農業普及のノウハウ・スキルが習得される。

成果 3: SHEP アプローチに基づいたアクションプランが策定・実施され、SHEP リソースパーソンとして育成される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

農家や市場関係者へのインタビュー、日本の農業普及システムや流通・販売システムについての視聴覚教材や講義、SHEP アプローチ及び理論的基礎の講義や演習、課題、上記学び等を踏まえたアクションプランの作成

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実験／実習
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年10月24日～2025年2月7日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修全体運営、研修講師・視察先との調整、研修教材の準備等

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握

- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
横浜センター 契約担当役
所長 大野 裕枝

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2024-2025年度国別研修「南アフリカ共和国 市場志向型農業振興」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

全省庁統一資格（令和4・5・6年度全省庁統一資格を有する場合）

登録番号：

以上